

## 令和元年第12回九戸村農業委員会総会

### 議事録

下記のとおり、令和元年第12回九戸村農業委員会総会を招集した。

1 招集の日時 令和元年12月21日 午前11時00分～

1 招集の場所 九戸村役場3階 第2会議室

1 出席委員数 9名

1 出席委員の氏名及び議席番号

1 番 委員	野辺地 吉夫
2 番 " "	平 中 実 博
3 番 " "	高 倉 徳 見
4 番 " "	城 戸 あき子
6 番 " "	七 戸 はるみ
7 番 " "	関 口 富貴子
8 番 " "	南 信 男
9 番 " "	山 地 博
10 番 " "	千 葉 一 孝

1 出席推進委員数 5名

1 出席推進委員の氏名及び席次番号

12 番 "	田澤 松雄
13 番 "	松澤 浩二
14 番 "	大崎 善孝
15 番 "	小井田 重雄
16 番 "	石川 弘志

1 欠席委員の氏名及び議席番号

5 番 委員	山本 隆也
11 番 推進委員	斎藤 誠一

1 説明・職務のため出席した者

事務局長 杉村 幸久

主任 大崎 篤史

主事 田澤 直樹

## 提出議案

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」

議案第2号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

	開会 午前11時00分～
議長	<p>ただ今から令和元年第12回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数10名中9名であります。よって本会は成立いたします。また、推進委員さんにも出席して頂いております。なお、山本委員並びに斎藤推進委員から所用のため出席する旨の連絡を受けております。</p> <p>議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議事録署名委員に6番七戸委員と7番関口委員を、書記には事務局の田澤主事を指名致します。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、委員に関する案件がありますので、先に案件1番と案件3番の審議を行います。事務局説明願います。</p>
事務局 議長	<p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第1号の案件1番と3番の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
3番	案件1番、贈与税の関係での制度の利用はありますか。また、案件3番で譲渡所得税の長短と税率を教えて下さい。
事務局 議長	<p>まず1番の贈与税の課税する額ですが、こちらは暦年控除の110万円を超えてしまう案件になります。●●さんは税務署と相談をして控除を受けることのできる制度を使って、今回申請をすることになっています。●●さんのほうは、●●さんの土地を相続しています。●●さんは5年以上保有されている方でしたので、長期ということで住民税込みで約20%程度の税率になろうかと思います。</p> <p>他ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> <p>ないようですので、案件1番と案件3番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>案件1番と案件3番は原案のとおり決定されました。</p> <p>つづきまして案件2番ですが、七戸委員は一時退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(七戸委員 退席)</p> <p>それでは、案件2番の説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>案件2番の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ござい</p>
事務局 議長	

	ませんか。
3番 事務局	110万円を超えないということですか。 お家のほうで頼んでいる税理士さんと相談しているようです。110万円以内でできる分を贈与していくということです。また案件1番の方と違いまして、●●さんが60歳以上でないので●●さんと同じ制度は使えないということでした。
15番 事務局	60歳超えれば特例措置が取れるの。 60歳以上の人の20歳以上のお子さんがやるというものなので、今回は親が50代の方ですので。
議長	他ございませんか。 (なし) ないようですので、案件2番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
	案件2番は原案のとおり決定されました。 (七戸委員 着席)
事務局	つづきまして、議案第2号「農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局説明願います。
議長	【議案書を読み上げて説明】 議案第2号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
14番	案件24から27の件ですが、●●さんが水稻を作付してやりたいということには異議ございません。どのようなやり方でやるか教えて下さい。
事務局	ご自身では大型の作業機等が必要な場合にはそういう機械をリースしたり、作業の手が回らない部分は委託も考慮するということです。この水稻というのはWCSをやるそうです。水田農業のほうでそういった補助金があるようなので、それらを財源としてやっていきたいということです。
15番	WCSも飼料用米の扱いだったが数量が採れたとか関係なく1反歩いくらという、数量要件があるの。
9番	あります。
15番 議長	農協かどこかが買い取るのでしょ。 農協ではなくて畜産農家と契約するということです。
3番	農業公社を使えなかつたのかなと思いました。協力金もらえますよね。利用権の種類や10年という期間を定めれば。使わなかつた理由があれば教えて下さい。
事務局	公社を通して隣り合った農地を借りれば10年以上の中間管理権の設定で補助金がありました。平成30年度をもって廃止になりました。
3番 事務局	協力金もらえないの。 もらえないです。
3番 事務局	遊休農地の解消の助成はあるの。 耕作放棄地再生の助成金も平成30年度が最後でした。中間管理事業もお話しもしたのですが、急いでいるということでしたので基盤法のほうで設定したことでした。

議長	WCSも標準的なつくりで80,000円ですよね。多ければ多いなりの何かあるの。 ないね。
9番 議長	飼料用米とは違うんだね。
9番 議長	違う。
議長	わらはたくさん採るのだけれど、標準より多ければ何かあるのかなと。ただし。少なければペナルティーがあると。
15番 事務局	提携する畜産農家は決まっているの。 定かではないですが、●●ということです。
議長	他ございませんか。
2番	●●さんはおよそどのくらいの耕作面積があるのですか。
3番	聞いたことがあるのですが、8町歩あるということです。
議長	私からしたら、半分にしてもう少し手をかけたほうがいいのではと感じるけど。
2番	10町歩くらいにはなっているのかなと思って。新規就農もやっているし。
議長	頑張ってもらうしかないね。
2番	こういう人に頑張ってもらわないと。
議長	他ございませんか。
	(なし)
	ないようですので、議案第2号「農業経営基盤強化促進法の基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
	議案第2号は、原案のとおり承認されました。
	本日の議案は以上です。
	これを持ちまして令和元年度第12回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。大変ご苦労様でございました。
	事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。
	閉会日時 令和元年12月21日 午前11時46分終了